

給料・手当および旅費等支給規程

（目 的）

第一条 この規程は自治労神奈川県公営企業労働組合の組合役員および書記の給料・手当並びに組合員（組合役員を含む）の旅費等について定める。

（本部役員及び書記の給料・手当）

第二条 本部役員および書記の給料・手当は、神奈川県企業庁職員が現に受けている基準に準じて支給する。

2 前項の場合に必要な基準については、執行委員会で定める。

（役員の手当）

第三条 専従役員および組合三役について、専従手当として月額一万円を支給する。

2 非専従の書記次長および財政部長について、役員手当として月額三千円を支給する。

（特別行動費）

第四条 特別行動費は次の基準により支給し、その額は別表第一に定める額とする。

- ① 一日四時間以上の組合活動に一月四回以上参加した場合。
- ② 執行委員会の指示に基づき、一日四時間以上の特別業務に従事した場合。
- ③ 休祭日（公休を含む）に組合活動に参加した場合。
- ④ 交替制勤務者が組合活動によって勤務時間に遅れたとき、当該組合員が到着するまでの間に代務した場合。

（県内旅費等）

第五条 組合員が会議、動員、その他の組合活動で県内（東京都内を含む）を旅行した場合、県内旅費を支給することとし、その種類は交通費、日当、夜間日当、食事代および宿泊料とする。この場合本人が旅費請求伝票により請求することを原則とする。

2 交通費（鉄道賃および車賃）は、原則として計算起点を勤務場所とし、通常の経路による実費又は実費相当額を支給する（明らかに経路が異なる場合を除く）。この場合、経路の取り方は県職員の旅費に準ずるものとする。

3 日当は、往復距離および行動時間区分等により、別表第一に定めた額を支給する。この場合の計算起点は原則として勤務場所とする。

4 夜間日当は、次の基準により支給し、その額は、別表第一に定める額とする。

- ① 宿泊費等が支給されない組合活動が四時間以上継続し、かつ十八時から翌日の八時にまたがる場合。
- ② 交替制勤務者が組合活動によって勤務時間に遅れたとき、当該組合員が到着するまでの間に代務した場合。

5 食事代は、会議、動員等により組合活動に参加し、七時、十二時、十九時にかかった場合、別表第一に定める額を支給する。ただし、宿泊料が支給される場合は、七時および十

九時にかかる食事代は支給しない。

- 6 宿泊料は、宿泊区分に応じ、別表第一に定める額を支給する。ただし、分担金等が宿泊料を上廻る場合はその実額を支給する。
- 7 専従役員および書記が本部から半径一 km 以上旅行した場合の日当は、別表第一に定める額を支給する。
- 8 組合活動の性格および時間等により旅費（交通費、日当等）を減額し又は支給しないことができる。

（県外旅費）

第六条 組合員が組合活動のため執行委員会の決定により県外に出張した場合（東京都内を除く）、県外旅費を支給することとし、その種類は交通費、宿泊料および日当、食事代とする。

- 2 交通費（鉄道費、車賃および船賃）は、予定順路により普通料金で計算する。ただし、止むを得ない事情により路線を変更した場合にはその実費を支払うことができる。
- 3 特別料金は、急行料金、特急料金および指定席料金とし、その実費を支給する。グリーン料金は特に必要な場合を除き支給しない。
- 4 航空賃は、原則として県職員の旅費に準じて支給する。
- 5 宿泊料は、別表第二に定める額を支給する。ただし、分担金等が宿泊料を上廻る場合はその実額を支給する。
- 6 日当、食事代は、一日につき別表第二に定める額を支給する。
- 7 用務地で止むを得ずタクシー等を使用した場合にはその実費を支給する。

（自動車借上料）

第七条 オルグ等の組合活動および業務のため、組合員の所有する自動車を借り上げた場合、借上げ料およびガソリン代を含み走行距離一キロメートルにつき、別表第三に定める額を支給する。

（タクシー代）

第八条 組合活動のためタクシーを利用した場合には、本人の申告によりその実費を支払う。ただし、原則として距離が二キロメートル以上の場合とし、次のいずれかに該当する場合に限る。

- ① 他に交通機関がない場合。
- ② 深夜等、他に交通機関が使用できない場合。
- ③ 緊急時又は執行委員会が認めた場合。

（電 話 代）

第九条 組合用務の連絡のため電話を使用した場合、本人の申告により実費を支払う。

（運転手当）

第十条 組合の車および組合が借り上げた車を運転した場合、時間区分により別表第三に定める運転手当を支給する。

(支払方法)

第十一条 この規程に定める金額等の支払方法については、財政・会計規程等別に定めるところによる。

(規程の運用)

第十二条 この規程に定めるもののほか特に必要な事項が生じた場合には執行委員会の決定により運用する。

第十三条 別表第一（県内旅費）

旅費の種類	区 分		金 額
特別行動費	1	回	500 円
日 当	往 復 距 離 40 キロメートル未満	4 時間未満の 会議等	300 円
		集会及びデモ ・街頭宣伝等 の行動並びに 4 時間以上の 会議等	500 円
	40 キロメートル以上 80 キロメートル未満		500 円
	80 キロメートル以上 及 び東京都内		800 円
夜間日当	1	時 間	500 円 (ただし 6,000 円 を限度)
食 事 代	一	食	700 円
宿 泊 料	一	泊	大 平 荘 鶴 沼 荘 か も め 荘
		そ の 他	8,000 円 12,500 円

別表第二（県外旅費）

旅費の種類	区 分		金 額
宿泊料	1	泊	1,000km 以上 及び 2 泊以上
		そ の 他	14, 800 円 13, 500 円
日当・食事代	1	日	3, 000 円

別表第三（自動車借上料等）

旅費の種類	区 分	金 額
自動車借上料	走行距離 1 キロメートル	30 円
運転手当	半日（4 時間未満）	500 円
	1 日（4 時間以上）	1,000 円

附 則

この規程は 1964 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 1970 年 8 月 1 日から通用する。

附 則

この規程は 1971 年 4 月 13 日から適用する。

附 則

この規程は 1973 年 8 月 25 日から適用する。

附 則

この規程は 1973 年 12 月 11 日から適用する。

附 則

この規程は 1974 年 10 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は 1975 年 5 月 27 日から適用する。

附 則

この規程は 1975 年 9 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は 1975 年 12 月 23 日から適用する。ただし、第三条二項の役員手当については、1975 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は 1976 年 12 月 20 日から適用する。

附 則

この規程は 1977 年 12 月 21 日から適用する。

附 則

この規程は 1978 年 12 月 21 日から適用する。

附 則

この規程 は 1981 年 5 月 25 日から適用する。

附 則

この規程は 1983 年 8 月 31 日から適用する。

附 則

この規程は 1987 年 5 月 27 日から適用する。

附 則

この規程は 1989 年 5 月 25 日から適用する。

附 則

この規程は 1993 年 6 月 2 日から適用する。